

平成 21 年 10 月 22 日
外国弁護士制度研究会幹事

事務所に対する規制について

1. B 法人の事務所について

(1) 論点 1 一社員の常駐義務

B 法人が複数の事務所を設置することを許容するものとした上、各事務所については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員（弁護士又は外国法事務弁護士）の常駐を義務付けるものとするについて、どのように考えるか。

（参考）

○ 弁護士法 第三十条の十七 弁護士法人は、その法律事務所、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会（その地域に二個以上の弁護士会があるときは、当該弁護士法人の所属弁護士会。以下この条において同じ。）の会員である社員を常駐させなければならない。ただし、従たる法律事務所については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が当該法律事務所の周辺における弁護士の分布状況その他の事情を考慮して常駐しないことを許可したときは、この限りでない。

(2) 論点 2 一社員の常駐義務を解除する例外的措置

論点 1 の考え方を採用した場合に、従たる事務所における社員の常駐義務については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときにその義務を解除する例外的措置を講ずるものとするについて、どのように考えるか。

(3) 論点 3 一事務所における法律事務の取扱いについて

論点 1 の考え方を採用した場合に、弁護士である社員が常駐していない事務所においては、日本法に関する法律事務を取り扱うことができないものとするについて、どのように考えるか。

※ なお、各事務所における外国法に関する法律事務の取扱いについては、A 法人の場合と同様に、資料 29 のとおり整理される。

(参考)

- 司法書士法第三十九条 司法書士法人は、その事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会の会員である社員を常駐させなければならない。
- 同法第四十条 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、簡裁訴訟代理等関係業務を取り扱うことができない。

2. A 法人の事務所について

中間取りまとめにおいて提案したとおり，A 法人の従たる事務所における社員の常駐義務については，弁護士法人の場合とは異なり，当該事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときにその義務を解除するような例外的措置を講じないものとするということについて，どのように考えるか。

以上